第 36 回（生活支援）分科会報告書

1. 開催日時：平成 28 年 12 月 15 日（月）13：30～15：15
2. 開催場所：八女市社会福祉会館 2 階
3. 参加者（所属のみ）

八女市社協、八女市包括、蓮の実園、ミライプラス、夢工房、陽だまりの里、蓮の実団地、サングリーン、年輪の園、ふるさと、八女市家児相、ゆうゆう、八女作業所、若楠園、城山学園、八女市、広川町、リーベル

4. 実施内容

○テーマ　『当事者の消費生活についての支援』

○事例概要説明

①蓮の実園 A 氏…GH 利用者（知的・女性）が自身の携帯番号を安易に男性に教えてしまい、その相手から頻繁に誘いの電話を受けるようになり困ることとなったケース

②ゆうゆう I 氏…在宅者（精神・女性）が携帯電話やタブレットのネット出会い系を利用して複数の男性と交際してしまうケース

③家庭児童相談室 T 氏…在宅者（知的・女性）が知人を通して高額ローンで金額に合わない商品を購入させられたケース。通常は消費者相談室が介入すれば解決できたが、このケースはまだ完全には解決できていない。

○グループ討議（考えられる課題や対応策について意見交換）

A：確かにこの方は安易に番号を教えてしまいこのようなトラブルとなってしまったが、自ら相談をできたのはよかったし、この経験から学ぶこと（安易に教えるべきではないこと）ができたのではないか。携帯電話を持つメリットとともにその使っていくなかで出てくる危険性も教えていく。そういったものを携帯電話会社から教えてもらうとどうだろうか。

B：我々支援者も携帯会社のことを理解することが必要。こういったトラブルが起こった時の対応マニュアルを作っておく。当事者が障害者手帳（療育）持っておくだけで守ることができるという安易な安心感を持たず、どういう対策をすることで守られるのかを利用者だけでなく支援者もちゃんと勉強する。しかも定期的に行なう。GH の利用者については、生活支援分科会の「GH のつどい」の中でも勉強会を行なったらどうかとの意見。とにかく学習する機会を作っていく。

C：本人は購入（契約）時にそんなに高額であるとは思わなかったのでは…。分割して支払う金額だけを購入金額と思ったのではないかとの意見。本人は反省しているが繰り返していってしまう可能性が高い。やはりこういった本人を守るためにも若いうちから後見人をつけたほうが良い。本人をトラブルから守ることができる。児童や学生は学校との連携は不可欠。本人（当事者）をサポートできるところに繋いであげる。例えばリーベルやデュナミスなど。